

回答日：令和7年5月20日

東近江市長 小 椋 正 清

質 疑 回 答 書

業務名 令和7年度第2019号 市道川合工業団地線用地測量業務

No.	項目	質疑事項	回答
1		本業務の諸経费率について 令和7年4月1日に、測量業務における諸経费率が改定になりましたが、本業務の諸経费率は、改定後のものか、それとも改定前のものかいずれでしょうか。ご回答お願い致します。	設計書のとおり。（改定後）
2	積算情報	歩掛と単価の適用年月日が2025年4月1日に記載されていますが、滋賀県発注の測量の諸経费率が4月1日から改定されていますが、東近江市も滋賀県と同じで諸経费率を改定されておられますか？	No.1のとおり。
		以下余白	